

令和2年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和2年2月27日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

井川委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに、議事に入ります。

これより、教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることといたします。

【追加提出議案】（説明資料（その4））

議案第70号 令和元年度徳島県一般会計補正予算（第6号）

議案第86号 令和元年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

なし

美馬教育長

教育委員会関係の提出議案等につきまして、御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和元年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

それでは、お手元の文教厚生委員会説明資料（その4）の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計の欄に記載のとおり、29億569万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和元年度一般会計の予算総額は、787億9,893万1,000円となっております。なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては、表に記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。

特別会計でございますが、グローバル・文化教育課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い、7,607万円の減額補正をお願いいたしております。

3ページを御覧ください。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございます。

事務局費の②の管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,618万8,000円の増額補正をお願いいたしております。

4ページをお開きください。

施設整備課でございます。

高等学校費の学校建設費の①の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,676万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

教育創生課でございます。

計画調査費の①の地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で574万円の減額補正をお願いいたしております。

6ページをお開きください。

教職員課でございます。

事務局、小・中・高等学校、特別支援学校の教職員給与費の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で16億3,544万2,000円の減額補正をお願いいたしております。

7ページを御覧ください。

福利厚生課でございます。

教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で10億5,181万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

8ページをお開きください。

学校教育課でございますが、計画調査費の①の地方創生の深化のための支援費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で772万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

9ページを御覧ください。

グローバル・文化教育課でございます。

事務局費の①の管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億5,660万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

10ページをお開きください。

奨学金貸付金特別会計の①の奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で7,607万円の減額補正をお願いいたしております。

11ページを御覧ください。

特別支援教育課でございます。

特別支援学校費の①の学校管理運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で725万4,000円の増額補正をお願いいたしております。

12ページをお開きください。

人権教育課でございます。

教育指導費の①の生徒指導費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で35万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

13ページを御覧ください。

体育学校安全課でございます。

保健体育総務費の②の学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で4,814万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

14ページをお開きください。

生涯学習課でございます。

社会教育総務費の⑤の青少年教育費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,934万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

15ページを御覧ください。

最後に、文化の森振興本部でございます。

文化の森総合公園文化施設費の⑤の21世紀館運営費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,281万2,000円の増額補正をお願いいたしております。

16ページをお開きください。

継続費の変更でございます。

9月定例会で御承認を頂きました、文化の森振興本部における県立博物館新常設展構築事業におきまして、委託業務の入札の結果、所要見込額が減少したことに伴い、表の最下段の計の補正後の額欄にあります、12億円に変更をお願いするものでございます。

17ページを御覧ください。

繰越明許費の追加でございます。

教育創生課における県立学校施設改築事業費では、夜間中学設置推進事業におきまして、繰越予定額670万円をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

9月定例会で御承認を頂きました、施設整備課における高校施設整備事業費におきまして、全体的な執行計画の見直しが必要となったことから、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります、11億8,209万1,000円に変更をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、提出案件の説明を終わらせていただきます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で、説明は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

井下委員

大事な予算審議の委員会ではございますが、新型コロナウイルス感染症についても質問させていただかないといけないと思っております。

委員会が始まる前に、教育委員会のほうから資料を頂きました。この資料について詳細を教えていただけますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

井下委員より、昨日、県教育委員会が発出したしました学校における新型コロナウイルス感染症への対応についての通知文の内容についての御質問でございます。

井下委員がおっしゃいましたとおり、県教育委員会からは、令和2年2月26日時点というふうに通知させていただきました。

この通知の内容は大きく二つ、一つ目は感染拡大を防止するための対応策について、もう一つは学校関係者、教職員及び幼児児童生徒に感染者が出た場合の対応についてです。一つ目の感染拡大を防止するための対応策についてでございます。

学校長は、幼児児童生徒の保護者と緊密に連携し、幼児児童生徒に対して登校前の検温など嚴重な健康確認を行い、37.5度以上の発熱やせきなどの風邪の症状などが見られる場合には、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあるということも踏まえまして、出席停止扱いとし、自宅で療養するよう指導を徹底するようということでございます。

また、教職員は出勤前の検温記録を継続的に行うとともに、先ほど幼児児童生徒に示したような、37.5度以上あるときには無理な勤務により感染源となることのないよう、ちゅうちょすることなく休暇等を取得すること、その際、当日の勤務状況に応じて時間割を組み替えたり、自習時間を一定時数設けたりすることで、学校全体で柔軟な授業等が実施できるよう努めることといたしております。

2月5日の文書以降、発信し続けていることですが、学校内における感染予防のために極めて重要な手洗い、マスクの着用、せきエチケット、手指のアルコール消毒、十分な換気、不必要な子供同士等の身体接触の禁止、さらに下校後においても、自らを感染から守るための基本的な備えができるよう、幼児児童生徒及び教職員への指導徹底をすることということでございます。

今後、卒業式あるいはそれに伴う賞状授与式等の式典、学校内外での行事の開催においては、その必要性や実施方法について、中止や延期も含め検討を行うこととし、その中で、特に卒業式につきましては、感染拡大防止の措置と開催方法の工夫を詳しく説明しております。

卒業式における感染拡大防止については、風邪のような症状のある方には出席をしないよう徹底すること、参加者への手洗いやせきエチケットの推奨、可能な範囲でのアルコール消毒薬の設置、こまめな換気等がございます。さらに、開催方法や参加人数を抑えること、具体的には在校生の参加の取りやめ、保護者の参加人数を最小限とする、あるいは保護者を別会場とする等の工夫、会場の椅子の間隔を空けて参加者等のスペースをしっかりと確保する、式典の内容についても式典全体の時間短縮、祝辞を割愛したり、式辞等を文書で配布したり、証書を代表の児童生徒のみに授与したりというふうなことがあるかと思っております。

従来行われておりました予行を取りやめ、式典当日のみ実施するというふうなことを卒業式については具体的に示させていただいております。もちろん、その中で参加者についても自衛のための備えをしっかりと取っていただくよう周知をお願いしております。

続いて、部活動についてでございます。

部活動は多くの人と接触することでどうしても感染機会がございますので、それを抑制する観点から、校内外での合同練習や対外試合並びに演奏会や発表会、県外遠征等への参加を自粛すること。また、通常の部活動においても、生徒や指導者が長時間同じ空間にすることが考えられますので、先ほど申しましたような感染予防のための適切な対策を行うとともに、短時間で効果的に練習をして、十分に健康管理ができるようにすることとしてございます。

また、医療ケアを必要とする幼児児童生徒もおり、肺炎等の呼吸疾患感染症にかかりやすいという特徴がございますので、主治医や学校医に学校の取り巻く状況を丁寧に説明して、対応方法を相談の上で指示に従う。基礎疾患がある幼児児童生徒についても同様の対応をすることという指示をさせていただきました。

さらに、北海道ではスクールバスの乗務員が感染したということがございましたので、スクールバスについては車内環境が非常に近接する、しかも一定時間を過ごすという感染リスクが高いことを踏まえまして、乗車する教職員及び幼児児童生徒の検温、手指の消毒、マスク着用やせきエチケットに加え、シート等のアルコール消毒など、運行する車両の可能な限りの感染防止対策をとることとさせていただいております。

ここまでが感染拡大を防止するための対応策でございます。

さらに、二つ目として、学校関係者、教職員及び幼児児童生徒に感染者が出た場合の対応でございます。

学校において感染者が出た場合、速やかに当該校の臨時休業の措置をとる。その際、当面の休業期間は感染者の最終登校日の翌日から14日間とすると通知させていただきました。当然、感染者が発生いたしますと、当該校は臨時休業となりますので、その期間の学校行事、卒業式、入学式、部活動等は中止又は延期とすることになります。

これ以外にも総合寄宿舎においての場合、あるいは公立高等学校入学者選抜、一般選抜についての対応、幼児児童生徒、教職員等に感染者が出た場合の報告、自宅で療養している子供たちの症状がなかなか改善しない場合の相談窓口の周知といったことを含めました文書となっております。

最初に申しましたように、これは令和2年2月26日時点の文書でございます。

現在文部科学省から連日のように新しい文書が届いております。政府からもこの一、二週間が感染拡大の最も重要な期間であり、正念場であるということが言われております。県教育委員会といたしましても、この間学校が感染源となって新たなクラスターを生み出して、県内において感染拡大が生じることのないよう、先手先手の対応をとってまいり所存でございます。

井下委員

気になる点としましては、高等学校入学者選抜、一般選抜と卒業式です。

まず、卒業式ですが、今、資料を頂いているのですけれど、最終的に卒業式を実施するかどうかは現場での判断になるという理解でよろしいですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

実施の判断についてですが、通知にございますように、発生したら当然できないというのが、まず一番でございます。

小倉学校教育課長

御質問にありました卒業式の実施の判断は、各学校長に行っていただくものになりますが、今回御説明いたしました通知の趣旨をしっかりと踏まえて、検討していただきたいと考えております。

井下委員

現場で難しい判断を迫られると思います。

北海道の小中学校が今日から1週間、休校するという事です。ある程度統一した判断も必要になってくると思いますし、いろいろ判断する中で御批判も受けないといけないと思っていますが、その辺を現場の様子をしっかりと見ながら対応していただきたいと思っています。

今回、徳島県でも感染者が出ました。新型コロナウイルス感染症に関しては、不確定な要素がたくさんありすぎて、なかなか対応が難しいと思うのですが、高等学校の入学者選抜をこのまま行って、仮に感染が広がっていくようなことが起きた場合は、どのように対応されるのですか。

永戸教育創生課長

ただいま井下委員から、高等学校の入学者選抜について御質問いただいたところでございます。

現在、公立高等学校の入学者選抜につきましては、2月に特色選抜が終わりまして、3月10日から一般選抜が始まるところでございます。

井下委員がおっしゃったように、感染拡大の動向が緊迫感を増す中で、一般選抜をどうするかということについていろいろと検討させていただきました。

様々な状況を勘案した結果ですが、入学者選抜を実施する学校につきましては、3月10日の前日の3月9日を臨時休業といたしまして、7日土曜日から面接が終わる11日水曜日までの間、試験会場となる高校の敷地内には、一切、生徒は立ち入らせないという措置を講じます。

当然、通常であれば生徒は学校内で部活動をやっているのですけれども、部活動の生徒にも入っていただかないようお願いし、万全の態勢を整えた上で試験を実施する方向でございます。

今のところ、全国的にもまだ入学者選抜の取りやめは聞いておりません。全国の動向も見ながら、今のところはそういう予定で実施させていただきたいと考えております。

もう1点、昨日の文書には書いておりませんが、新型コロナウイルス感染症については、2月の定例教育委員会の中でも議論していただきました。

もし入学者選抜を受験できなかった生徒がいる場合には、通常、インフルエンザ等で受験できなかった生徒については、試験終了後、今年であれば3月12日に実施する追検査がございまして、追検査は、新型コロナウイルス感染症に係る生徒は受けられない場合が想定されますので、そういった生徒についてはもう1回追検査の機会を設けようという方向でございまして、日程につきましては、3月26日あたりを候補日として考えているところでございまして、今後の状況を見ながら配慮していきたいと考えております。

そういったことで、教育委員会といたしましては、万全の態勢を整えた上で実施したいと考えております。

井下委員

子供たちは一生懸命頑張って勉強している最中だと思いますので、いざというときの機会を設けておいていただけたらと思います。

もう1点、今日の新聞にも載っていたのですが、小松島西高校の修学旅行生がクルーズ船から下船した無症状病原体保有者の帰ってくる飛行機と同じ便に乗っていたということで、この対応について、どういうふうに進んでいるのか教えていただけますか。

林体育学校安全課長

小松島西高校の取組状況について御質問いただきました。

この件につきまして、小松島西高校の対応としましては、県教育委員会や保健所等との連携、特に保健所の指導を仰ぎながら対応していることを前提としまして、昨日、全校生徒1、2年生でございますが、全ての生徒を介して保護者向けに文書を配布したところでございます。

内容につきましては、体調不良の確認と自宅休養の依頼、学校におきまして、教室の換気、手洗い、教室での手指消毒剤による消毒、マスクの奨励など感染予防策を進めているということでございます。

さらに、保護者に向けましては、生徒たちが濃厚接触者でないという判断の上、過度に不安にならないよう、冷静な対応をお願いするということとしております。また、この文書の中にも、24時間体制を執っている保健所の電話番号も記載しているところでございます。

具体的な対応としましては、まず、毎朝の検温、体調に不安があるときには担任に連絡し、無理して登校せず自宅療養すること、自宅療養期間は外出しないこと、37.5度以上の発熱やせきなど風邪の症状が見られる場合には、医療機関等に相談するとともに、学校へ連絡をすることについて理解を求める内容となっております。

井下委員

各保健所とも一緒に対応していくということなのですが、教育委員会だけではないと思うのですが、二次被害と言いますか、変なうわさなどが子供たちに及ばないように、いろんなところでしっかりカバーしていただいて、子供たちの不安を少しでも取り除けるように対応してください。

重ねてになりますが、今回の新型コロナウイルス感染症は、まだまだ不確定要素がかなり多いので、後手後手にならないような対策を行っていただきたい。

先日、岡議員の一般質問にもありましたが、予備費を使ってやるということで、しっかり予算も組んでいただいて、現場のほうで対応していただきたいと思います。僕たちもマスクは全然手に入らない状況で、学校でもなかなか厳しいかもしれませんが、子供たちをしっかりとフォローしてあげてください。

西沢委員

今回の新型コロナウイルス感染症の件です。

全庁的には危機管理部が窓口です。その中で各部局がそれに対応しているということですが、新型コロナウイルス感染症に対する基本的な考え方というのは、どういうふうに庁

内でまとめていますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員より、今回の新型コロナウイルス感染症に対しての基本的な考え方という御質問を頂きました。

先ほど、教育委員会として文書を出させていただきましたが、いまだかつてない感染症ということで、感染拡大が非常に危惧される場所です。危機管理としましては、南海トラフ等の地震と同じように、今後、常に新しい情報を入手しながら、その時点での最善の対策をどんどん打っていくということで認識いたしております。

西沢委員

では、危機に対する教育委員会の立ち位置はどうなりますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

危機に対する立ち位置という御質問でございます。

先ほど申しましたように、当然、学校が感染源となって新たなクラスターを生み出し、県内に感染拡大が生じることがないということが一番であると考えております。

文書の中にも記載しましたが、行事、従来の授業、部活動等は感染拡大を防止するために、中止や延期、自粛など行っておりますが、一番大切なことを感染拡大の防止ということにおいて、学校教育活動全体について、今後も文書通達、指導をしてまいろうと思っております。

西沢委員

危機管理という点はどういうふうに捉えていますか。私が言っているのは、危機に対して管理するという意味での立ち位置をどうするのかということなのです。

今の事象の中で、どれが危機とはっきり分かっているものもあるし、分かっていないものもあります。はっきり分かっているものと、分かっていないものを全部ひっくるめて危機管理の対象にする。大きな危機に対しては、より危機側に立って対策を練らないといけないということを言っているわけです。

そういう考え方の中で全てを考える。先ほど坂東危機管理部次長と話をしました。そういう立ち位置を全庁で共有しているという話でした。まず、その基本をどう考えていくのか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員がおっしゃいましたとおり、全庁的にもこの問題は今後最優先されるべき問題だと考えております。その中で今一番必要なことは、教育であれば厚生労働省や文部科学省から発信される正しい情報をしっかりと把握した上で対応をしていくということですので、今後もそのように対応していきたいと思っております。

西沢委員

批判するわけではありませんが、残念ながらこの前のクルーズ船から下船した6人が帰ってくる時も事後報告でした。情報がちゃんと入っていないということなんです。それも含めてどういう対策を練っていくのか。今、残念だけれども、分かっているだけの情報だけではなくて、分からない情報も含めて対策を練らないといけないというのが現状だと思います。

例えば、14日間の出席停止、今、14日間と当然のように言われていますけれども、これも本当かどうか分からないんです。感染者が出た場合に、14日間の出席停止も状況に合わせて延ばすこともあり得ると考えておかないと、14日間だけというのではちょっと限定的すぎると思うんです。そういうもう少し広げた考え方もある。

それから、教職員がちゅうちょすることなく休暇等を取得することについては、このくらいになると命令をすることが必要ではないか。その命令も誰がするのか。今までだったら学校長がその学校の責任を持っていましたけれども、こういう状況になると県教育委員会が全ての学校を把握して命令するという体制が必要だと思うんです。この文書は命令ではないです。

それから、ここまで来ると、部活動は強制的にさせないくらいの対策が必要ではないですか。また、呼吸器障害などがある人は、しばらくは休校する。残念だけれどもその人にとっては命に関わりますので、これも命令でやる必要があるのではないですか。

スクールバスも使用させない。今はそのように強い危機管理のほうにかなり入り込んだ対策というのを、しなければならぬのではないですか。それが先手先手ということでないかと思うんですが、いかがですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

西沢委員より、先手先手の対策ということでは、今回の文書は少し文言が柔らかいのではないかという御指摘がありました。

今回の文書については、10年前の新型インフルエンザが流行した時点のものを踏まえて、実は政府の基本方針が発表され、文部科学省の通知がある前から準備をいたしておりました。国や文部科学省から最新の情報が入ってきた時点で加筆、修正を加えて、先ほど申し上げましたとおり、令和2年2月26日時点ということで通知をさせていただきました。

今後、西沢委員のおっしゃったとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大の状況、国の方向性の決定等によって臨機応変、柔軟に、現場に対してもより強い調子での文書等を発出することも検討してまいります所存でございます。

西沢委員

検討ではなくて、すぐにそうすると言ってほしいです。今回は、そのくらいの危機意識がなければいけないのではないんですか。

私が議長の際に新型インフルエンザが発生しました。兵庫県からすぐ来て、あの時は徳島県だけでなく四国全体に入らせないという危機意識があったように思います。でも今回の対応を見ていたら、日本全体もそうですけれども、四国も徳島県もその時から比べたら緩い気がして仕方ありません。

私はJRで来ているんですけども、事前委員会や2月18日の代表質問は前の日から来ましたけれども、その時は、列車の中でマスクをしている人が多分1割いたかどうかでした。今日は、阿南駅までは1割くらいだったんですが、阿南駅から徳島駅の間に、どっとマスクをしている人が増えました。8割くらいの方がしていました。県民も危機意識を持ってきたと思います。本当にこの二、三日の間です。それまで県民の危機意識はすごく薄かったような気がします。

教育委員会はそんなんじゃないんです。危機意識をちゃんと持ってやらなければ禍根を残します。そのくらいの中で対策を練らないといけない。だから、これは本当は、命令口調ぐらいでやってほしい。全国がやってなくても、徳島県だけでもやってほしい。それが先手先手じゃないかと思います。

美馬教育長

今回の通知は、かなり危機意識を持ってさせていただいております。

我々といたしましても、通知を出して終わりというわけではございません。この後、それぞれ学校のほうとも密接に連携をしていきながら、また、しっかりと情報収集しながら、その都度、状況に対して助言ないし指導等を重ねながら対応をしていきたい。状況によっては、強い口調でお願いをし、こういうふうにしてくださいと言うことも出てくるかと思えます。今後のフェーズがどのように上がっていくのか、感染経路がどうなっていくのか、その辺も合わせて情報をつかみながら対応していきたいと思えます。

また、改めまして医療関係、特に保健所、保健福祉部、危機管理部等の関係部局との連携も今まで以上に密接にしながら、最新の情報を基に、先ほども西沢委員から14日間の出席停止で大丈夫なのかという御指摘もございましたけれども、当然これからの状況の変化によっては、それが変更ということもあり得ます。

情報は刻一刻と変わっているという意識を学校関係者にも持っていただくことを念頭に置いて、今後指導してまいりたいと考えております。

西沢委員

刻一刻と変わっているので、毎日でも対策会議を開いてほしい。

情報というのは待つのではなくて、積極的に取りに行くのだというぐらいの気持ちで。クルーズ船から降りた人が帰ったのも、後から事後報告だった。そうではなくて、こちらから積極的にそれはどうなっているのか、どうするのか、どう動くのかということをお求めしていくような積極性が必要なのではないかと。今回の対応を見ていたら、そういう気がしました。積極性を持ってやってほしいと思えます。

庄野委員

新型コロナウイルス感染症に関して質問させていただきます。

今の説明を受けて、小中学校、各市町村教育委員会に通知されていると思うんですけども、各市町村教育委員会の判断にお任せするというようなことなんですか。

例えば、小中学校の卒業式です。私も地元の小学校から案内を頂いておりまして、3月18日は徳島市内の小中学校の卒業式なんですけれども、徳島市教育委員会が一律に小学校の

卒業式をこうなさいというようなことを言うようになるんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

通知いたしました文書については、県教育委員会教育長名で市町村教育長宛てに、各管内の他の園・学校も同様の対応を合わせてお願いしますという通知を付けてございます。

小倉学校教育課長

今、御質問のあった市町村の小中学校であれば、卒業式や学校行事などは各学校の校長の判断ですが、例えば休業などは、その管理者、徳島市であれば徳島市教育委員会が行うようになります。

一方で、本県として全県的な危機管理体制の下、感染を防ぐという趣旨から、今回、各市町村に対しても県から通知をしっかりと行って、こういった県の考えや慎重な考えも各市町村の小中学校の管理をします市町村教育委員会に伝えて、市町村教育委員会の判断の下、各学校の校長等に指導、助言をすることで、しっかりと対応を行っていくというような取組を行っています。

庄野委員

最終は学校長の判断ということになるんでしょうが、例えば徳島市内でもいろんな小中学校がありますけれども、この小中学校は、卒業式は生徒にとって非常に思い出深い、本当に記念になるので、是非やってあげたいということで通常どおり行ったが、別の小中学校は、保護者が参加せず、卒業証書授与も代表者の方だけにしたというような差が出てきます。そうしたらどうということになるだろうという気がします。判断を学校長に任せるとするのは、ちょっと気の毒なのではないかというような気がします。徳島市の小学校はこうするべき、また中学校はこうするべきという指針のようなものをちゃんと出したほうがいい。ここの中学校、小学校は例年どおりして、ここは縮小してやったというふうなことになったら、それはちょっとどうなのかなという気がします。

卒業式は、本当に大事なものです。毎回、涙が出るくらい感動する卒業式が多くあります。学校長さんも例年どおりしてあげたいという気持ちはあると思いますが、やっぱり、ここまでの通知を出すということは、県教育委員会がかぶってあげないといけない。学校長に任せるという判断は非常に酷だという気がします。先ほど西沢委員が言っていましたけれど、今、この一、二週間が大事な時なんだったら、県教育委員会から、市町村教育委員会からこうしてくれと言ってあげるほうがいいのではないかという気がしたんですが、いかがですか。

小倉学校教育課長

県教育委員会としましても、市町村教育委員会、小中学校の校長が判断に迷うことのないように、しっかりと説明していきたいと思っております。今回、席の間隔を空ける、保護者の出席を最小限にする、来賓を取りやめるといった、かなり具体的な例まで踏み込んだ書き方をさせていただいております。

また、市町村教育委員会への通知のところでは、所管の園、学校においても同様の対応

をお願いしますと、本来であれば市町村教育委員会、また各学校の判断であるところを県教育委員会として、ここまで強めに言っております。

一方で、児童生徒数や学校の広さといったところで、学校によって状況が分かれるところもあろうかと思っておりますので、そういった意味でも最終的には市町村教育委員会、学校の判断となりますが、県教育委員会としては、今回の事象を踏まえまして、できる限り今回の通知を参考にさせていただいて、かなり細かく工夫例、消毒することなど、お願いをしておりますので、是非これを参考にさせていただいて、対応していただきたいと考えておりますし、そのようなことを市町村教育委員会にも引き続き訴え掛けていきたいと思っております。

庄野委員

現在、小中高等学校には、例えばマスクや消毒用アルコールなどは足りているんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

小中学校あるいは県立学校でマスク、消毒するアルコール等は足りているかという御質問でございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の拡大防止という視点に戻りますと、マスクを着けるというのは、発症した人がくしゃみ等によって感染を拡大させることを防ぐためのものと捉えております。かかっていない人ももちろんするんですけども、一番大きなことは、せきエチケットやマスクによって、ウイルスを持っている人から拡散させることがないようにということでございます。

これにつきましては、先ほどの通知にもございますように、風邪の症状、発熱、あるいはせき等がある場合には、無理に登校するのではなく、欠席して自宅で療養するという指導をしております。学校のほうには、そういう不安のない状態で来てくださいという指導をします。

その上で、マスクについては、各個々人に御負担を頂く。ただ、事前の文教厚生委員会で、備蓄等のマスクを県立学校等に配ることはできないかという御質問がございましたので、すぐに対応いたしまして、県立学校については、特に学校内で子供たちと接する機会の多い養護教諭に対して、危機管理部からの従来の備蓄分を配布させていただきました。

学校で、子供たちの健康観察を一番にしているのは養護教諭です。もし体調の悪い生徒がいて、その生徒がマスクをしていなかった場合には、養護教諭から、マスクを持っていないんだったら使いなさいという対応はできると思っております。

それから、アルコール消毒についてでございますが、これについては、現実のところなかなか入手することが困難です。各校には、給食時の消毒等に使うものや廊下やトイレに以前から置いてあるアルコールがございます。そちらをお使いいただく。できれば早く購入できる状態になるといいのですが、現状ではそういう対応をしております。

まず、健康不安のある児童生徒、教職員は学校には来ない。もし来ていたとして、マスクは自分で用意する。もし持っていない児童生徒がいたら与えるように養護教諭のほうからさせていただくという対応をしていこうと思っております。

庄野委員

保護者も、自分の子供にマスクを着けさせたいと思っても、売り切れてしまっていないというふうな状況が続いています。そういう場合に、せきをしていて、マスクしたいんだけどないというときには、そんな子供には、どうにかしてあげないといけないのではないのですか。

それと、アルコール消毒の問題ですが、各教室の入り口に1個ずつ、どうして置かないのですか。買えないということですか。今、注文しても来ないということですか。マスクをしたいけれど買えないという子供には、市町村教育委員会とも相談して、真っ先に回してあげないといけないのと違いますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今、庄野委員から御指摘がありましたとおり、各教室には給食等のものもありますので、各教室にアルコール消毒は一つずつ設置されております。

マスク等につきましても、手に入らなかった子供には、当然、先ほど申しましたように、学校のほうから配布できる状況は保っている状態でございます。

庄野委員

アルコール消毒はちゃんとあるんですね。なくなったら補充できるような体制は整えているということですね。各小中高校、全部できますね。

それと、マスクは、親御さんも買いたいけれど買えないという状況があります。そういう方には優先的にちゃんと配布できる数はそろっているんですか。そういう調査と言うか、聞き取りはしているんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

マスクを持っていない児童生徒に与えるだけの量があるかという御質問でございます。

これについては、各校とも保健室のほうでは、調子の悪い児童生徒に配布できるような状態で以前より確保しておりますので、それを充てていくということをして、今後とも続けさせていただこうと思っております。

庄野委員

保護者の方が、子供にマスクを着けさせたいんだけど、売っていないのでどうしようかと小学校に相談したら対応できるということなんですね。それができたらいいんですが。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

徳島市の危機管理部から、徳島市内の各小中学校に備蓄分のマスクを配布したという情報を頂いております。災害用の備蓄のマスクを各市町村の危機管理部が備えていると思いますので、今後、それぞれの市町村のほうで、マスクの不足に当たって、徳島市と同様の、あるいは県立高校に対して県が行ったのと同じような対応をしていただければと思います。

庄野委員

それと、とくしまマラソンなんですけれども、まだ実行委員会がどういう結果を出すのか定かではないんですけれども、毎年高校生ボランティアの方々が、とくしまマラソンの参加者の荷物を運んだりしているのを聞いているんです。

にぎわいづくり課に聞いたら、一応、今、登録してくれている高校生が865人いらっしゃるということなんです。市内の高校、名西高、小松島高校、鳴門高校の高校生がボランティアとして登録していただいていると言っていたんです。

この高校生ボランティアへの対応と言いますか、とくしまマラソンがどうなるか分からない状況ですけれども、県教育委員会としたら、今の段階ではボランティアに登録している方々に対して、そのまましておくのか、こういう状況だからちょっと控えたほうがいいのか、何か指示するような場面はあるんですか。

林体育学校安全課長

当課が直接の担当ではございませんが、情報として入手していることを御説明させていただきます。

まず、高校生等のボランティアの役割ですけれども、ランナーの荷物の預かりと返却とでございますので、ランナーに直接触れるということがないことがまず1点です。それから、計測チップというものがございまして、ランナーが靴ひも等に付けておりますが、これを回収することもしませんし、それからゼッケンにつきましても、高校生は直接関わっていないということを聞いております。

庄野委員の御心配な点については我々も十分認識しているところでありますので、そのあたりを担当課としっかり情報共有しながら、何ができるか等を考えながらお伝えしていこうと、今の段階では考えております。

庄野委員

コンサートやいろんな会合が全国各地で今、中止されたりしています。そういう中で、とくしまマラソンも今の状況では、非常に難しいという気がいたしてはおるんです。高校生がそこに参画するというボランティアのそうした思いは大切にしないといけないのですけれども、高校生の中には、今回はボランティアをやめようということを考える方もおいでるかも分かりません。ボランティアをやめたと言っても、別に逃げたわけでも何でもないし、こういう状況だから個人の判断に任せると言いますか、そのあたりは柔軟に対応していただきたい。

卒業式なんかもそうですけれども、大きなイベントは控えるようにとか、そういうことを見ると、少し熟考と言いますか、ボランティアは貴重な戦力ですけれども、高校の校長先生や教育委員会も、今の時期ですので少し慎重にお願いしたいと思っております。

先ほどの説明資料の中で、補正予算額が縮小しているという面があるのですけれども、各課の給与費がかなりな部分を占めているのですけれども、この給与費を大幅に減額補正したのはどういう理由なのですか。

中野教職員課長

ただいま庄野委員から、給与費の減額補正の理由についての御質問でございます。

教職員課の予算につきましては98パーセント以上が給与費となっております。この度、当初予算の約630億円に対しまして、減額補正が約17億円ということで、率にしましたら2.6パーセントの減となっております。

減額の主な理由といたしましては、給与費ですけれども、教職員数の減少、退職者数の増加が大きな要因に挙げられます。

さらに、教職員数につきましては、予算編成時には前年度の10月1日の現員を基に計上をしております。結果的には5月1日の児童生徒数、クラス数に基づきまして、教職員定数の確定をいたします。そのために、教職員の減少ということが起こってまいりまして、具体的には、250名程が減となります。そこで、約13億円以上の減額が発生いたしております。

もう一方の退職者数の増加につきましては、予算編成時には定年退職については織り込んでおります。ところが、実際には応募認定と言われます早期の退職や、年度途中にやむを得ず退職をする方もおられまして、そういった方の分が3億5,000万円ほどの減額となっております。そういった理由でこのような額になってきております。

これまでも、当初予算編成時には、給与制度の改定なども見越しまして、決して不足が生じないような配慮もしておるところでございますけれども、できるだけ正確に見込みを出すように、今後ともしてまいりまして、精度の高い予算編成積算に努めてまいりたいと考えております。

庄野委員

早期退職者が結構増えているということなんです。

いわゆる心の病であったり、体調不良等々もあるんでしょうけれども、早期退職者の方々の退職理由は聞かれているのですか。何歳ぐらいの方が早期退職されているのかまでは分かりませんか。

できたら定年まで仕事をしていただきたいという思いがあるんですけれども、定年を待たずに途中で辞められた方というのは何人ですか。

中野教職員課長

ただいま庄野委員から、途中で辞められた方が何名かということですが、補正予算に直接影響するというので人数を算出しておる中では、小中高等学校・特別支援学校全体で118名です。

実際には応募認定という方が一番多くなっております。これは、定年前に退職することにより、ちょっと優遇もされるということで、退職理由の統計的なものはございませんけれども、私の承知する範囲で申し上げますと、やはり数年前ぐらいの退職の方では、介護であったり、また違った方面で頑張りたいとか、中には体調等を理由にされる方もおいでるのではないかと思います。

庄野委員

私も事前委員会で、働き方改革、教員の超過勤務の多さ、特に中学校の教員の超過勤務の多さということで、やはり出勤時と退勤時の時間をきちんと計れるような仕組みを作っていたいただきたい。

先生方がかなり少なくなっているということも先ほど言われていましたけれども、先生方が1人抜け、2人抜けしていったら、残っている方々に負担がかなり掛かると思います。

そういう意味では、適正な教員の配置をすべきだし、その先生方が働いている時間がどのくらいきちんとできているか。事前委員会で聞いたら、既に全ての学校でどのくらい働いているかを客観的に把握できるような仕組みにしていくということですので、これはきちんと対策をとっていただきたいと思います。また、部活動にも外部人材を入れているということでありまして、そのあたりの教員の負担軽減等々もこれからどんどんやられていこうとしていますが、その点についてはどうですか。

林体育学校安全課長

部活動について御質問があったと思います。現状と今後の展望ということでお話しさせていただきます。

部活動指導員に関しましては、3年前からスタートしまして、平成30年度には7名でした。令和元年度に22名、来年度に関しましては30名くらいを予算計上し、学校現場、市町村教育委員会のほうを支援していこうという流れを今作っております。しっかりこのあたりも使っていただきまして、手を挙げていただきたいと思っておるところでございます。

庄野委員

教員の働き方改革は非常に重要です。途中で辞められる方に理由もお聞きしましたけれども、いろんな調査等々でも全国的にも精神的と言いますか、心の病気で早期退職される方は全国的にも多いと思います。教職員の健康管理や、いろんなことを自分が抱え込んで厳しい状況に陥るといことも多々あると思います。そのあたりを是非、市町村教育委員会ともよく意思疎通を図りながら、せつかく教員になっていただいているのですから、定年まで元気に働いていけるような、子供を指導していけるような体制を是非作っていただきたいと申し上げて終わります。

長池委員

新型コロナウイルス感染症に関して、小松島西高校の生徒がクルーズ船から下船した方と同じ飛行機に乗っていたというのを聞きまして、私も小松島市に住んでおりますので一瞬どきっとしました。人間の心理は変なもので、別に小松島西高校の生徒や教員から陽性が出たわけではないんですが、新聞記事で一緒に乗っていたと出ただけでどきっとするのでございます。

大体、この時期に修学旅行に行くのかというふうにも感じました。いつどこに行っていて、どんなふうな修学旅行だったのか分かっているんですか。新聞記事にもちょっと載っていたように思うんですが、覚えていないのでお答え願えますか。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

ただいま長池委員から、小松島西高校の北海道への修学旅行について御質問がございました。

2月17日月曜日から20日木曜日まで、北海道方面に行っております。参加生徒は165人、教員13人で、スキーの修学旅行ということで行っております。

長池委員

この頃はまだ、北海道は感染者が余り出ていなかったんですか。今日、卒業式の話が出ていますけれど、特に高校生の子たちは修学旅行が最後になりますし、大事な行事ということで、現場的には努めて行かせてやりたいという気持ちもあるのでしょうか。この頃は検討したとか、そういう形跡はあるのでしょうか。県教育委員会のほうに、実施の判断の情報は入っていたのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

小松島西高校の生徒が修学旅行に行った時期に、北海道で患者が出ていたかという御質問でございます。

北海道札幌市で50代の男性が、新型コロナウイルス感染症と確定いたしましたのが2月14日でございます。続いて、2月18日に2人目、ちょうど小松島西高校の修学旅行の直前になります。この時期の対応ということで、これは小松島西高校だけではございませんけれども、2月5日時点の県からの通知文書で、手洗い、うがい、マスクの着用、休養、バランスのとれた食事、人混みを避けるといった対応をしっかりとるようにと指導させていただいていたところでございます。

長池委員

検討したかどうかを質問したのです。学校で検討した結果、行くようにしたという連絡があったのか。若しくは、県のほうから検討すべきという相談をしたのかどうか。現場と県教育委員会とのやり取りの有無、内容を教えていただきたいと思っております。

小倉学校教育課長

学校の行事につきましては、学校長が判断されますが、県教育委員会としては新型コロナウイルス感染症への対応として、修学旅行とか校外学習の実施については、感染予防について最大限留意して検討するようお願いしております。

学校から修学旅行の実施について届出を頂いておりますが、小松島西高校からは検討の結果、中止にしたという報告は特に受けておりませんので、検討した上で予定どおり実施されたということだと考えております。

長池委員

分かりました。親御さんが本当に何を望んでいるかと言うと、朝、元気に出掛けた子が元気に帰ってくること、それだけなんです。勉強していようがしてまいが、そんなことは二の次でして、一番重要なことは元気に出掛けて元気に帰ってくることです。

今、お聞きすると、修学旅行中にも北海道で陽性患者が出た。広い北海道ですから、冷静に考えれば、濃厚接触という可能性は低いんですが、それでも案外、親御さんは自分の子供が北海道に行っていた時に、北海道に陽性患者が出たというだけで心配になっていたと思います。しかも、今朝この報道ですから、かなり今回修学旅行に行かせた親御さんは、不安が増大していると思います。

そこで、接触の可能性があるのが20日に乗った飛行機ということです。もう1週間ぐらいたっているんです。そんな中で、まだ症状がはっきり出ている生徒や教員がないということであれば大丈夫なのかなという思いもあるんですが、親御さんの不安やその周囲の不安を考えると、14日とは言いませんけれども、小松島西高校だけ、あと3日、4日ぐらい学校閉鎖してでも不安をある程度和らげる。もしかしたら感染者がいるかもしれないという気持ちで親御さんは学校に行かせていますので、自分の子は体温を測ったりしていけるんだけど、ほかからうつされるかもしれないという不安があるので、そういった措置というのは検討されたのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

小松島西高校の保護者が、今回の報道によって不安をお持ちになっていることは理解してございます。

ただ、今回同じ航空機に乗り合わせたという事実はございますが、そのことで、濃厚接触をしたということにはなってございません。当然、県教育委員会といたしましては、小松島西高校の生徒の欠席状況も含めた健康状態の情報をしっかりと頂いておりますが、現在ではそういう状況ではございませんので、臨時休業というふうな措置を考えてはございません。

林体育学校安全課長

加えまして、小松島西高校の生徒は航空機内におきましては、全員マスクを着用しております。そして携帯用の消毒を持たせている状況の下で搭乗していたと聞いております。

長池委員

私も専門ではないんですが、そういう状況的には濃厚接触の可能性は低い。マスクや消毒液を携帯していたということで、状況的には低いという判断なんでしょう。

私が言うのは、心理的なものでございます。こういうことは、本当にすぐデマが流れるんです。しかも小松島西高校の生徒から感染者が出たら、小松島市内の小中学校が全部休校になるのかという話まである。新型コロナウイルス感染症に関する分析はまだ正確ではないので、やっぱり情報が正しく出ていないところがあります。

14日間とか37.5度という数字は、どこから来ているんですか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

37.5度という数字の根拠につきましては、厚生労働省、文部科学省という流れでございまして、1月28日、中国からの帰国者が湖北省あるいは浙江省と広がっていく中で健康観

察する上で留意すべき点として、37.5度が4日間継続する場合ということで通知されていたこととございます。

それから2週間という数字も、この時点で2週間の間に37.5度の発熱や呼吸器症状が見られた児童生徒というふうな文言がございますので、それを根拠にしております。

同時にWHOのほうでも、12.5日という潜伏期間が示されたこともございますので、それを踏まえて37.5度、14日間というのは、12.5日から比べて更に慎重にという対応をさせていただいたところとございます。

長池委員

文部科学省から出たということですね。

今回も卒業式や入学式に関しての感染拡大防止の臨時休業の措置、これも文部科学省から出たということとございます。卒業式や入学式に関しては、ほぼ文部科学省のとおりなんだらうと思います。

これは一般論でございますけれども、文部科学省は県に、県は市町村や県立学校に通知を出すのでしようけれども、先ほどから議論の中にあつたように、どうしても学校長の判断ということが、組織上そうなっているのですが、我々のような一市民、子を持つ親としては気になるんです。

学校長に聞くと、市教育委員会や県教育委員会に相談しないといけない、勝手なことはできないというふうな声が出てくるんです。ひどい言い方をすると、無責任社会なんです。どこも責任を取っていない。この通知では文部科学省すら取っていません。こうするように努めなさいぐらいのものです。せめて子供たちの前だけでは無責任にならないようにしていただきたい。

県教育委員会は文部科学省に比べると現場により近いわけですから、先ほどありました高校入試の問題などの現場の混乱状況は文部科学省には分かりません。しっかりと指針を出して、責任を取るんだという姿勢で、県教育委員会が物事に当たっていただきたい。

そんな中で小松島西高校の生徒、関係者から感染者と言うか陽性が出ないことを祈るばかりでございます。とにかく注視しておいていただけたらと思います。何か御答弁あればと思います。

美馬教育長

ただいま、学校長の責任が重くなりすぎているのではないかという話がありました。

我々はそういうつもりでやっているのではございません。まずは学校長の権限かどうかという問題のところだけでございます。実際は県教育委員会が一緒になって判断をしておりますので、学校長に全てを押し付けているわけではございません。この場においても、はっきりとそこを述べたいと思います。

学校長の最終判断に任せるのではなくて、今回の通知にもありますように、学校長が迷ったとき、また我々のほうとしてもこうしてほしいというときには、できるだけ先に県教育委員会のほうから相談や支援、助言、指導を行ってまいります。そして、決定に当たっては、必要なときには一定の形にそろえるということも、県教育委員会が責任を持って行ってまいりたいと思います。

今後につきましても、先ほども申しましたように、新たな情報等が入ってきます。多分、学校のほうでは非常に戸惑うでしょうし、今回の通知においてもできるだけ具体的にと言われております。また通知にはなかなか書けないところもあると思いますので、そういったところについても、一つ一つ指導や助言を丹念に行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

もう一つ、今回の小松島西高校のことについての御心配は重々承知しております。保護者の意見等も聞いてはおります。今回、休業にはしておりません。今回のことは、実際に濃厚接触ではないということをしかりとアピールしなければいけないと考えております。

しかしながら、先ほど長池委員からありましたように、学校と連絡を取りまして、その後の生徒の様子等を丹念に見ていき、もし変化等がありましたら即座に対応してまいりたいと考えております。

井川委員長

午餐のため、休憩します。（11時58分）

井川委員長

再開いたします。（13時03分）

梶原委員

連日連夜の新型コロナウイルス感染症への対応、本当にお疲れ様です。

午前中に庄野委員から家庭用のマスクの購入が非常に難しいということで、学校でのマスクの配布ができないかという質問がありましたけれども、御答弁で手に入らなかった子供さんに何とか行き渡るようにしていただけるとのことですので、その辺は市町村教育委員会のほうに、しかりとお伝えしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

報道で、北海道の学校で教職員やスクールバスの運転手、学校給食の調理員の感染が発生しておりまして、学校によっては民間業者に頼んで、げた箱周辺などのウイルスが付着しやすいところを消毒するという対応が出ていましたけれども、県内でそういった対応をされる所はないのでしょうか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

げた箱やウイルスが付着しやすい所の消毒依頼という御質問を頂きました。

現時点では、新型コロナウイルス感染症は発生しておりません。発生いたしましたら当然保健所の指導も仰ぎながら、そういった対応を県立学校あるいは市町村立学校でも、随時早急にしていくことになろうかと考えております。

梶原委員

現時点では、小松島西高校もその必要はないということですね。分かりました。

井下委員から質問がありました小松島西高校の対応なのですからけれども、全ての生徒、保

護者向けに通知を出したということです。毎朝の検温と無理せず、せきなどの症状が出たら一早く学校に報告をすると書いていると説明がありました。この中には県の相談窓口の電話番号や保健所の電話番号は記載されているのでしょうか。

林体育学校安全課長

今の御質問でございますけれども、保護者及び生徒宛ての文章の中には、近隣の保健所が二つ記載されております。

確認しますと、保健所は24時間体制で聞き取りしまして、つながるようなシステムになっているということを伺っております。

梶原委員

そこに何件の相談があったか、把握されているのでしょうか。

林体育学校安全課長

学校からの具体的な相談件数については、現在私のほうでは把握しておりません。

梶原委員

とにかく、健康状態の把握が非常に大事だと思います。

午前中に、教育長がそれぞれの児童生徒の健康状態を小まめにチェックしていくことが大事だということを言われておりました。

通知を出して、その中に保健所の電話番号があるということです。

学校の教職員の方も大変お忙しいと思うのですが、うまく親御さんと連絡を取り合いながら、親御さんも、学校もこういう状況で忙しいのが分かっていますので、なかなか電話しづらい状況があると思います。その辺は、担任の先生がしっかりと、それぞれの児童生徒に目配りをして、細かな対応ができるようお願いしたいと思っております。

先ほど、具合の悪い幼児児童生徒、教職員の方は、学校には来ないというのが原則ということ言われておりました。現在は教職員、児童生徒でずっと休まれている方はおられますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

今の御質問は、全県的ですか。

（「全県的に」と言う者あり）

風邪の症状があったり、37.5度以上の発熱等などがあつたりしたときには、無理をせずに御自宅でということでお伝えしてございます。児童生徒、保護者は無理させないでこの意識を持たれているので、そういう形での欠席者は徐々に出てきているのは間違いないと思います。

梶原委員

教員が率先してお休みを取ることは大事だと思いますので、遠慮なくお休みをしていただきたいと思っております。

学校が元でクラスターとならないように、先手先手で対応していきたいということも言われていましたけれども、文部科学省の事務連絡を見ると、学年末における休業日の弾力的な設定などの措置により、感染者がいない学校も含む積極的な臨時休業を行うことも考えられると書いておりますので、これから日々刻々と状況も変わってくるかと思うのですが、判断を要するときは思い切った判断をして、北海道のように全土で休校しているという事例もありますので、しっかりと対応していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染症については以上でございます。

次に、定時制・通信制高校のICT化について質問させていただきます。

今、定時制高校におきましては、卒業まで4年間が通常必要であるとお聞きをしております。全日制高校と同じように3年間で卒業したいという生徒さんのために、週に1日、日曜日に通信制課程の授業を受けて単位を増やして、定時制と通信制を兼ねる制度を定通併修と言うそうで、全日制と同じように3年間で卒業される取組をされている生徒さんもいるとお聞きをしております。

現在、定通併修の生徒さんが、全県下6校から35名の方が通われています。一番遠隔地の池田高校からは2名通われていて、次に遠い富岡東高校からは受講者ゼロとなっているようでございます。これは、平成27年度から今年度までの5年間で受講者がゼロでということで、年々、受講を希望する生徒さんが減っている現状があるということをお聞きしております。

一番大きい問題は、とにかく遠いということです。日曜日と言えども、池田町から徳島市内の中央高校まで通ってこないといけないわけですので大きな障壁になっております。

令和2年度の教育委員会の主要施策の概要には、Society 5.0をリードする資質や能力の育成をすることとすることで、小規模化が進む高校において多様な教育活動を展開するために、生徒の学習ニーズに応じた遠隔授業の実施体制を構築すると書かれております。

働きながら勉強されている方が多いですので、遠隔地から通ってくる生徒の負担を減らして、一人でも多くの生徒の負担を少しでも減らして、授業を受けられるように、今行われている通信制課程においても遠隔授業のようなICTを活用した授業を早期に導入すべきと考えておりますけれども、御所見をお伺いいたします。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

梶原委員から、定通併修についての御質問を頂戴いたしました。

高等学校の通信制課程で行う教育は、添削指導、面接指導及び試験の方法により行うものとされております。

このうち面接指導は、梶原委員がおっしゃったとおり、生徒が登校し、教師に直接接しながら指導を受けることとなっております。この面接指導は、ラジオ放送、テレビ放送、その他多様なメディアを利用し行う学習などにより、その成果が満足できると認められるとき、面接指導の時間数の一部を免除することができますが、全ての時間を代えることはできないとされております。

遠隔授業は、その他の多様なメディアを利用し行う学習として導入することは可能であり、学習活動の質を高めること、学習機会の充実など可能性があるものと考えております。

ので、遠隔授業や通信制の教育の充実に向けて研究をしてまいりたいと考えております。

梶原委員

今おっしゃったのは、文部科学省の通達でしょうか。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

今、申しあげましたのは学習指導要領に載っておる文言でございます。

梶原委員

学習指導要領に載っているが、ある程度は各都道府県の規則や条例の変更で、やり方自体を変えるということはできないのですか。

湊学校教育課キャリア・消費者教育担当室長

それは難しいものと思っております。

梶原委員

先ほども申しましたけれども、日曜日に行きたいけれども平日ずっと働きばなっしで日曜日に行くのは大変だと、3年で卒業したいけれど、仕方がないから4年行こうという生徒さんもおられるようです。こうした現状があるわけですので、工夫を凝らして、生徒の負担ができるだけ減るように是非とも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

もう一つが、GIGAスクール構想です。

今、文部科学省で教育のICT化に向けた環境整備5か年計画が進んでおります。ICT機器の整備調達を進めているところでありますけれども、本県でも12億1,600万円の補正予算が組まれております。

その中で、発達障がいや聴覚・視覚に障がいのある子供さんのために、読み上げ機能や文字の拡大機能、聴覚障がいのある方には、音声を文字に変換する機能などが付いたマルチメディアデイジー教科書が近年普及しているところであります。

このマルチメディアデイジー教科書の現在の活用状況と、今後しっかり整備していただきたいと思っておりますので、今後の取組についてお伺いたします。

猪子特別支援教育課長

ただいま梶原委員より、マルチメディアデイジー教科書の活用状況と今後の整備方針についての御質問がございました。

まず、マルチメディアデイジー教科書と申しますのは、梶原委員がおっしゃったように発達障がいや弱視、難聴等によって、一般の教科書で文字や図形などが分かりにくい、読み取りにくいような、読み書きに困難さがある児童生徒のために作られたデジタル教材の一つの名称です。

法令上は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律、通称教科書バリアフリー法に規定されている音声教材というのが法令上の正式名称

でございます。法に基づいて文部科学省から委託を受けた六つのボランティア団体等がその音声教材を作っており、現在6種類ございます。その中で、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会が制作する音声教材が、マルチメディアデイジー教科書という名称となっております。

これは、梶原委員がおっしゃったように、教科書発行者から提供されたデジタルデータを活用して、文字をハイライトにしたり、音声で読み上げたりして、視覚と聴覚を活用しながら子供たちに分かりやすい教材となっております。

提供方法ですけれども、電子データでございますので、各団体に申請して郵送あるいはダウンロードして入手し、パソコンやタブレット端末にインストールして使う形になっております。価格は今のところ無償で提供されておるということでございます。

本県の活用状況でございますが、令和元年度は小中学校で17の方が活用されております。それから、来年度、活用予定が33名という見込みが調査で上がっております。

これらは、市町村の小中学校等で学習用パソコンにインストールして活用するというところでございます。

梶原委員の御指摘にもあったように、今後、GIGAスクール構想によりまして、児童生徒がタブレット端末を持ったり、学校で児童生徒が活用できるパソコン端末などが整備されていくということが予想されますので、この音声教材についても一層活用が拡大していくことが期待されております。

この音声教材に関して文部科学省が今、研修会を幾つか開催しております。県教育委員会といたしましては、そうした研修会の周知、各先生方への研修等を通じて、音声教材というのはどういうものであるか、特徴、使用方法、ボランティア団体に誰がどのように申請できるのかというようなことについて啓発を進めまして、これからも読み書きに困難のある児童生徒の教育がしっかりと進んでいくように取り組んでいきたいと考えております。

梶原委員

令和2年度は33の方がマルチメディアデイジー教科書を使われるということですが。国もパソコン端末の一人1台環境をこの5か年で進めていくということなのですが、特に特別支援学校については、優先的に整備を進めていくようにと文部科学省からの通達もあったように思うのですが、普通校の発達障がいの方や特別支援学校へのマルチメディアデイジー教科書の配布をしっかりと進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

あと、平成29年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果というのが、一昨年3月の文部科学省からの報告書に出ておりまして、私も見させていただきましたけれども、徳島県はコンピュータ1台当たりの児童生徒数や、また普通教室の無線LANの整備率など、全国平均を超えてトップ10に入っており、本当に一生懸命取り組んでいただいているというのが感想でございます。

そうした中で、普通教室の電子黒板を含む大型提示装置の整備率が、平成30年3月現在で全国平均で26.8パーセント、およそ4教室に1台の現状ということでありまして、大型提示装置については整備配置の現状と今後の導入の予定等が分かりましたら教えていただ

きたいと思います。

大西総合教育センター所長

ただいま梶原委員より、普通教室の大型提示装置の整備に関して現状と今後の整備について御質問いただきました。

梶原委員がおっしゃいました平成30年3月の全国平均26.8パーセントに対する本県の整備状況につきましては、40.5パーセントでございます。これは、全国47都道府県で7位に相当する整備状況であります。

なお、最新の調査では61.7パーセントとなっております、これも全国平均の52.2パーセントを上回っております。

県立学校では、進化する教室イノベーション事業を平成29年度から実施しております、毎年5校90教室を目途に可動式の大型提示装置の整備を進めているところでございます。今後も全ての学校に整備されるよう検討してまいりたいと考えております。

なお、市町村教育委員会に対しましては、大型提示装置の整備状況や必要性等を説明し、整備予算の確保に努めていただくよう働き掛けておるところでございますが、今般、国により示されましたGIGAスクール構想により、義務教育段階の児童生徒一人1台のパソコン端末が整備され、大型提示装置の活用の増加も考えられることから、引き続き円滑な整備に向けて働き掛けてまいることといたしております。

梶原委員

大型提示装置は非常に効果的で役立っているという声を現場の教員からもお聞きしております。

ある学校では1台しかない。その1台を教室で授業が終わったら、それを運ぶなどのやりくりをしているので、是非整備を進めてほしいという現場の声もございます。整備率が40.5パーセントで全国7位ということですからしいと思います。今後も引き続いて導入に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

最後に、今、夜間中学の設置について取り組まれておりますが、現在の進捗状況を簡単に教えていただければと思います。

齋藤学校教育課学力向上推進幹

現在の状況ですけれども、引き続き夜間中学入学希望調査を、広報も合わせて実施中でございます。1月段階におきまして、入学を迷っている方も含め、中学校入学に関心持っておられる方が20名程度おいであるということでございます。今後も各関係機関と連携を図りながら、周知、広報活動を展開して、入学希望調査も継続して実施して、夜間中学校での学びを必要とする方々に状況を届けることができるよう開校準備を進めてまいりたいと考えております。

梶原委員

いろいろ課題もあるかと思うのですが、20名の方が希望されているということで安心しました。是非、良い中学になるように頑張ってくださいと思っております。

高知県でも、夜間中学校が徳島県と同じ時期に開校する予定ということです。高知県のほうも全国で初めての公立夜間中学と言っているらしくて、1日でも早くこちらが開校できればいいと思っておりますので、また頑張ってくださいと思います。よろしく願いいたします。

井下委員

午前中に新型コロナウイルス感染症について質問させていただいたのですが、高等学校の入学者選抜の件で、2回、3回とチャンスがあるということでした。家族がかかった場合、生徒は14日間休んでもらって追検査を受けられるということですが、例えば、風邪のような症状があつて、受験を自粛した場合、子供たちは自分から休んだ方がいいという判断が難しいと思うのですけれど、仮にそういう方が出た場合にどうなのでしょう。追検査を受ける資格みたいなものはあるのですか。

井川委員長

小休いたします。（13時30分）

井川委員長

再開いたします。（13時33分）

東條副教育長

高等学校の入学者選抜における新型コロナウイルス感染症の対応の御質問でございます。

追検査については、これまでの説明の中で3月26日を、現時点での一応追検査の日としています。新型コロナウイルスに感染した受検生、若しくは保健所等から濃厚接触者という形で特定された者について、26日に追検査を受けていただけるように考えております。

井下委員

文書を読んでおりました、単純に不安だと思ったのは自粛要請などを出されていまして、ここに37.5度以上の発熱やせきなどの症状が見られる場合というのがあるのですが、新型コロナウイルスにかかっていなくても、この症状が出る場合があります。ただの風邪やインフルエンザの可能性か、新型コロナウイルス感染症の症状かがはっきりしないということもあつて、仮に僕が受験生だったら不安になるのではないかと思います。具合が悪いなと思ったときに、受験の機会があるのとないのとでは受験する側の判断が変わってくると思うのです。それしかチャンスがなければ、この症状に該当していたとしても、自分だったら受けに行きます。例えば当日の朝、熱があつても、このチャンスしかないのであれば、行かざるを得ないような気がするのですが、どうなのでしょう。

永戸教育創生課長

井下委員からの御質問ですけれども、基本的にそういった風邪の症状の場合は、通常どおり3月12日に追検査を用意していますので、その日に受けていただければと思います。

井下委員

分かりました。いずれにしても14日間とか日に間がありますので、追検査できる日がいつか分からないですが、受験から4月の入学まで余り時間がないんです。この間に全てを完了させていかないといけないという子供側からしたら多分ものすごく焦りがあると思うのです。親もそうだと思います。多分、僕がここで議論していることと現場の保護者の考えはそんなに変わらない気がするので、できるだけ明確にこれはオーケーですということを出していただくという方向でお願いします。

永戸教育創生課長

また詳細につきましては、今後当課のほうから、各高校、中学校のほうに明確な要件を示した上で通知させていただきます。今回の通知の中でも詳細については別途、教育創生課より通知するとなっております。

井下委員がおっしゃるように、受験生は今が一番不安な時期と思いますので、できるだけ早く明確な要件を示すように努めてまいります。

井下委員

分かりました。例えば、受験の前日に保健所に行って陰性であれば、取りあえず受けられるということでもいいのですか。

東條副教育長

改めてまた通知をさせていただきますけれども、基本的な考え方として3月26日の追検査を受けていただくのは感染者、それから濃厚接触者と特定されている者になります。

通常、体調が悪いという方については、これまでも3月12日に追検査を予定しておりますので、そちらのほうをお受けいただくということになります。

井下委員

分かりました。3月12日までに保健所に行って陰性であればいいということですね。今のところは、保健所ですね。

東條副教育長

ウイルス検査を受けられる方については、県のほうでは、37.5度以上の熱が4日以上続いたなどの要件がありまして、相談窓口にご相談の上、指定の医療機関で検査をするというのが、現時点の対応だと思います。

そういう中で感染者、若しくは感染者の濃厚接触者という方が、先ほどから申ししている3月26日の追検査の対象でございまして、それ以外の方々、単に体調が悪いという場合は、従来の考え方では3月12日の追検査をお受けいただくというのが基本的な考え方です。

美馬教育長

少し、バタバタした答弁になってすみません。総括して申し上げます。

現在、風邪の症状や、少しせきがあるとか、身体がだるいとかいうことでもお休みいただいている。これは万一ということで、感染を防ぐという意味、また体調が悪いときの感染予防ということも含めて休ませておりますので、出席停止扱いということにしております。

しかしながら、今回3月10日、11日と入学者選抜がございますけれども、今休んでおる者も通常、濃厚接触者あるいは感染者と判断されない場合は3月12日に受けていただくということです。それは、保健所に行ったら認定されるというものではございません。そういう症状が出たときに、保健所のほうから、これはウイルス検査が必要だと、学校のほうも、これは疑わしいとなったときには、保健所のほうに個別に相談します。保健所が判断した者を陽性か陰性か検査をするもので、今、全ての人がウイルス検査を受けるということができない状況でございます。

そういった状況で、今回通常の者は、当日の3月10日、11日に検査を受ける、若しくは12日に追検査を受けるという選択です。濃厚接触者若しくは感染者と3月10日ぐらいまでに認定された者については、3月26日に追検査というふうにさせていただきます。

なお、非常に感染が疑わしいとか、個別に非常に判断が難しいというケースが出ましたら、学校とも連携しまして、我々としても一緒に保健所等とも連絡を取り合いながら判断をしてまいりたいというふうに、ケースバイケースで当たっていきたいと思っております。

井下委員

分かりました。言いたかったのは、子供たちに不安なく受験してもらいたいのと、機会を決して奪わないようにしてあげてほしい。多分、子供も自分がどうなのか分からないし、今のままでは、雰囲気的には感染してしまったほうが対応があるような状況になっていきますので、疑わしいところまで対応していただきたい。

周知もしっかりしていただいたほうが良いと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点、これは確認だけです。

小松島西高校の保護者の皆様へという文書を出していますよね。この文書に関してですが、いつ出したのか、内容は学校独自なのか保健所から指導があったのかだけ確認させてください。

林体育学校安全課長

小松島西高校の保護者向け文書の内容についての御質問でございます。

これにつきましては、県教育委員会に連絡がありまして、事情を聞きながら、連絡調整しながら内容も確認した上でしております。当然、学校のほうから、最初に保健所に確認しまして、それも内容を含めた上で県教育委員会に連絡があり、三つどもえで内容を確認しながら通知したということでございます。

井下委員

西沢委員の質問にもありましたが、他部局との連携をしっかりとってください。

一気に話が変わるのですが、コミュニティスクールについてお伺いさせていただきます。一般質問でも質問させていただいて、前向きな御答弁を頂いたのですが、補足です。

今年度、私も三好市のPTA会長をやっております、それに付随していろいろな充て職も頂いているのです。例えば、図書とか防犯、人権、給食、スポーツといろいろあるのですが、教育関係のいろんな会に出ると委員さんが重なっていることがたくさんあるのです。もちろん、それが決して悪いことではないし、出席されている方の意識が高いことや、いろいろな都合があって重なるというのは分かります。

今回、コミュニティスクールを新しく導入するというのもありまして、せっかくですので、是非一から作り上げていってほしいと思っております。固定概念にとらわれないと言いますか、今までの団体との違いも含めて、良い悪いを踏まえた上で反映してほしいと思っております。それをどのように運用、活用していくのですか。地域の人にも分かりづらいところがまだありますので、もう一度、是非メッセージを頂けたらと思っておりますのでお願いします。

小倉学校教育課長

コミュニティスクールの運営・活用についてです。

コミュニティスクールでは、学校運営の基本方針を校長等から地域のメンバーの方々にお話ししまして、その学校がどういった子供を育てていきたいかといった、目指す子供の姿を共有します。

子供の姿を共有した上で、その学校での教育あるいは学校運営に必要な支援をどうやって地域の住民の方や地域の企業の方が協力できるかといった支援の中身について協議するような組織となります。地域の子供を地域で育てていくといったようなことを目指して、コミュニティスクールの運営、活用が行われることになっております。

井下委員

現在22の地域でコミュニティスクールに取り組まれています。もちろん全部は僕も把握していないのですが、結構良い反応を頂いていると聞いております。

また、できれば今、小倉学校教育課長からも答弁いただいたのですが、これまでなかった機会ということで、地元の商工団体や、うちの地元にはなかなかいないのですが、大学生の方など、本当にいろいろな方が参加する機会を作っていただきたいと思っております。また、参加してもいいと言うような啓発活動と趣旨の説明をもっとしないといけないと思っておりますが、今後どのように進めていけますか。

小倉学校教育課長

固定した役員の話も冒頭、井下委員からありましたが、コミュニティスクールについてどのように広く説明していくかということです。

まずは、コミュニティスクールの推進について県教育委員会が全面に立って説明をしっかりとっていき、市町村に対しても丁寧な説明をしていきます。また、こういったコミュニティスクールについて、県の行動計画を今回大幅に修正させていただくことにしています。

ので、こういった機会を通じてしっかり広報していきたいと思っております。

さらに、企業の方という話もありましたが、本県がこれまで進めてきております消費者教育やキャリア教育において、学校現場の出前授業等々で企業の方と連携をとっていただいています。また、企業の方の支援を元に、学校で授業をしたりする例もあります。そういった方々と緊密にやっていくことが望ましいということ、市町村教育委員会や地域の校長先生方にも直接出向いて説明をしております。是非、学校を一緒に盛り上げていく、子供と一緒に育てていくという仲間を見つけていただいて、丁寧な説明をする。また、校長先生や市町村教育委員会など、彼らが説明しやすいように我々はその説明のお手伝いや準備と一緒にさせていただくということで、しっかりと対応させていきたいと思っております。

井下委員

学校現場では、超過勤務を含めて非常に厳しい状況が続いております。

また、実際に分からない部分ではあるのですが、教員の超過勤務等が回り回って子供に返ってこないかとか、また学習指導要領でも、先ほどのGIGAスクール構想などの新しい取組も良いのですが、そもそも教員の負担が増えるのでは意味がないような気がします。その辺も含めて、地域や保護者の方と連動しながら是非理解してもらって、少しでも学校の負担を改善して欲しいと思います。

よろしく願いいたします。

西沢委員

高校の入学者選抜の件です。これは、県立高校は3月10日、11日ですが、私立高校も同じ日ですか。

永戸教育創生課長

私立高校はもう終わっています。

西沢委員

3月11日に14日足すと25日、それで追検査が26日ということで、入試が終わってから15日目、26日になります。先ほども言いましたように、14日かどうか分からないという中で、臨機応変に対応するという話がありました。この入学者選抜の追検査ができるリミットはいつですか。

永戸教育創生課長

ただいま西沢委員から、追検査のリミットはいつかという御質問を頂きました。

当然のことながら、各高校の入学式は4月上旬でございますので、原則としてはやはり、前年度中に終わっておくのが当然望ましいことでございます。

ただ、学校運営の問題もありますので、入学式が行われる何日か前には決定しておく必要があると考えております。

西沢委員

私が言いたいのは、14日間とか分からない中で、長引いてもいける。受けられないような状況であれば、例えば今までの成績によって合格の通知を出すとか、次の対策も含んでもらったら、案外どんな状態であったとしても大丈夫と捉えられるのではないかと思うのです。そういう次の対策も含めて検討してほしいのです。

井川委員長

小休いたします。（13時52分）

井川委員長

再開いたします。（13時52分）

永戸教育創生課長

ただいま西沢委員から、次の手をとということでございます。

まず、今のところ3月26日を、もう一つの追検査日と考えておるところでございますが、当然、状況はいろいろと変わっております。

まずは3月10日に入学者選抜をやってみて、その状況を見て、もし個別に対応しないといけないことがあれば、対応していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、一人も新型コロナウイルス感染症で取りこぼしがないように対応していきたいと考えております。

西沢委員

先ほど井下委員が言いましたように、一生懸命やってきても新型コロナウイルス感染症でアウトと言われてもかわいそうですから、やはり子供のことを考えて最善策をとっていただきたい。頑張ってきた生徒は拾うと、合格を出すんだということ頑張してほしいと思います。

確認ですが、先ほどのマスクの件で入学者選抜のときにも一応予備があると言っていました。マスクを忘れてきた子供たちには校門で渡してもらって、アルコール消毒を徹底して、皆さんがマスクをしてもらって入ってもらうということでもいいですね。

永戸教育創生課長

西沢委員のおっしゃるように対応できるように頑張っています。

東条委員

新型コロナウイルス感染症のことで、県民の皆様は不安に思われているのだと思いました。やはり新型コロナウイルス感染症の件は、本当にこれから、卒業式もそうですが、入学式もどうなるかというのもあるし、もう本当に分からないという状況だと思うのです。

教育長も言われていたように、県庁を挙げて総ぐるみで対応していただく。先手先手で取り組んでいただくということをお願いしておきます。

私のほうからは庄野委員、南委員が事前委員会で、教員の働き方について、教員の勤務

時間の把握が不十分だということをおっしゃっていました。今回、国でも決まった公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる改正給特法などの成立によって、長時間労働は規制しよう、上限を決めようということになると思うのです。

この議会が終わったら、早急に取り組まれるのだろうと思うんですけども、条例の改正によって規則とか、いろいろと変えていかないといけないと思うのですが、そういったスケジュール、例えば勤務時間の上限をいつまでには100パーセントにしますというようなことも併せて教えていただけたらと思います。

長町教育政策課長

まず、教員の勤務時間の把握について答弁をさせていただきます。

県立学校教員の勤務時間につきましては、昨年8月から出退勤管理システムを導入いたしまして、教員一人一人の出退勤時刻を記録するとともに、月当たりの在校等時間を客観的に把握しているところでございます。

市町村立小中学校の教員につきましては、現在、市町村教育委員会ごとに対応をさせていただいておりまして、例えば美馬市のようにタイムカードを導入し勤務時間を把握している市町村や、徳島市のようにエクセルシートに各自が入力をするることにより把握をしている市町村もございます。それぞれ何らかの方法によって把握していただいているということで、来年度につきましても、できる限り客観的な方法で在校等時間を正確に把握していただくようお願いしているところでございます。

そして、令和3年度から全県下統一で運用を予定しております学校業務支援システムを、全市町村の御理解と御協力を得て、今年度と来年度にかけて構築しているところでございます。これは、いろいろな学績簿といったものも含めたものでございますが、その中に県立学校と同様の機能を持ちます出退勤管理システムを組み込むことといたしております。それによって全市町村で客観的な在校等時間の把握が可能になると考えております。

中野教職員課長

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例、いわゆる給特条例の改正に伴う規則の制定に向けたスケジュール、それから周知のスケジュール等の御質問を頂きました。

給特条例をこの2月議会に出させていただきますけれども、施行期日を令和2年4月1日とさせていただきます。

今後は、それに向けまして、議会での議決後に県立学校の教育職員に対しては、3月中に国の示す規則案の内容を基としまして、教育委員会規則を定めまして、その中でいわゆる在校等時間の上限方針等を定める予定としております。

一方、小中学校の県費負担教育職員につきましても、同じく3月中に市町村教育委員会において、在校等時間の上限方針等の規則等を定めることとなっております。

今後、現在も連携しておりますが、市町村教育委員会とますます連携しまして、情報を共有し、県立学校に対しましては、まずこのことに関しまして通知を発出し、そして校長会、教頭会といった場で周知に努め、働き方改革の実行性を高めていきたいと考えております。

東条委員

徳島県の超過勤務の上限は国と一緒にでしょうか。週45時間ですか。

中野教職員課長

国のほうから、例として月45時間、年360時間が一つ出されておりますので、それをベースに検討したいと考えております。

東条委員

月45時間を上回るかどうかというのは、それぞれの県で考えるということですね。今、大企業などは月40時間というふうな状況になってきているので、どんどん縮めていく方向とは思いますが、まずは働いている時間がどれだけかというのが分からないと規制がなかなかできないと思いますので、早急に進めていただけたらと思います。

それと、各教育委員会や学校長、職員の皆様にも周知を3月中には図っていくと、市町村教育委員会のほうとも連携をして進めていくということですが、4月1日から導入することになるということですね。

そのことと少し関連するのですが、この間の一般質問の中で、令和4年に全国総合体育大会、いわゆるインターハイについて、教育長が成果を上げられるような取組をしていきたいという御答弁をされていましたが、教職員の超過勤務に影響するのではないかと危惧をしています。その点の対処というのは考えられていますでしょうか。

林体育学校安全課長

インターハイに関する教員の負担ということについて御質問いただきました。

令和4年度にインターハイを開催するというところで、来年度、徳島県実行委員会を立ち上げます。そうした中で、今後、実行委員会事務局を中心としまして、事業を展開していく予定でございます。現場におきましては、競技力向上ということで部活動に支援をしているところでございますが、御存じのとおり、平成30年4月に運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインというものができまして、原則、高校でもこれに基づいて、部活動が生徒や教員にとって過度な心身の負担とならないように、適切な在り方の運用を進めてきたところでございます。

どうしてもトップ指定校におきましては、強化指定競技の関係で特に力を注いでいる活動がございますが、県大会や全国大会前には集中的に練習を行うために指導も長時間となりますが、しかしながら成長期にある生徒にとってもトレーニング効果を得るためにも適切な練習時間、休養を設けることなどがスポーツ医科学の見地から必要であることから、スポーツ庁ガイドラインに沿った休養日を設ける等の配慮をしているところでございます。当然、教職員についても、それに沿って共に動いていただいているものと認識しておりますので、今後、県教育委員会としましては、学校現場に過度の負担とならないように高校スポーツの祭典でございますインターハイの開催準備にしっかりと取り組んで、高校現場を見ながら、しっかりと進めていきたいと思っております。

東条委員

私も学生の時にインターハイに出たことがあるのですが、インターハイというのは、すごくいい思い出になりました。あの時代を考えると先生は働きすぎだったというのをすごく痛感するのです。

この前、新聞で和歌山の教員が過労で自殺されたというような報道もあって、やはり教員が元気に健康でいてくれるから、生徒もいい思い出が作れるというのもあって、教員は本当に子供たちにとっては大事な存在だと思うのです。

教員の今の状況については、多分いろいろと対応されていると思うのですが、やはり相談できる場所というのでしょうか、今、そういう働きすぎについての相談をどこにしたらいいのか。内部には、なかなか相談しにくいということもあろうかと思うのですが、教員の相談窓口への対応はどういうふうに行われているのかについても、教えていただけたらと思います。

吉田福利厚生課長

ただいま東条委員から、教職員の健康やメンタルヘルスに関する相談窓口について御質問いただいております。

県教育委員会では、こうした相談事業といたしまして、教職員相談事業を行っております。

まず、外部の相談窓口といたしまして、精神科医8名、臨床心理士3名、弁護士1名によるメンタルヘルスカウンセリング事業というのを行っております。各学校にも周知しております。また、健康相談全般含めまして、当課に保健師が在籍しております。その保健師による健康相談を行っております。

県直営の事業ではございませんが、公立学校共済組合の事業でも同じように相談事業がございます。そちらのほうでは電話による24時間相談の窓口、WEBによる心の相談事業も行っておりますし、女性教員向けになります。女性医師の電話相談というのも共済組合の事業として実施しております。そういった事業の中で教職員の状況に応じて相談いただくような事業を行っているところでございます。

東条委員

実は昨日、命の授業というのを聞いてきたんです。

36歳の時に首から雪に突っ込んで首の骨を折って、寝たきりになるか車椅子が最善と言われた教員から、昨日お話をしていただいたんです。最後のまとめの中で、自分を大切にすることというのは、助けてと言えらというのが大事だそうです。教員もスーパーマンではないので大変なときには助けてほしい。教員の場合はプライドとかいろいろあって、なかなか言えないかも分かりませんが、声を上げるということがチームワークづくりなどに広がるので、助けてと言えら場所を身近に置いていただいて、教員が健康で、笑顔でいていただかないと子供に影響があると思います。

今後もそういう相談窓口や学校の中でもそんなお話ができるようにしていただけたらいいと思います。

南委員

新型コロナウイルス感染症ですが、テレビを見ていると、陽性という判定が出てから消えるまでの期間が一定していないということで、先ほどの高校の入学者選抜の問題も、そこに懸念が残っているという気がいたします。その辺も含めて善処していただきたいと思っております。

私の質問は、スクールソーシャルワーカーについてお聞きしたいんです。

その前に現在、徳島県に不登校の生徒は、どれぐらいいるんでしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

ただいま南委員より、県内の不登校児童生徒数の現状について御質問を頂きました。

昨年10月に文部科学省より公表されました調査結果によりますと、平成30年度の県内の国公立学校における不登校児童生徒数は、病気やけが、経済的理由を除いて年間30日以上欠席した児童生徒数に当たりますが、小学校が212名、中学校が641名、高校が137名となっております。小中高校で合計して990名となっております。

県内の不登校児童生徒数の出現率は7年連続で全国平均を下回ることができておりますが、平成29年度、平成30年度と増加に転じており、改善に向けた対応を進めておるところでございます。

南委員

不登校児童生徒への対応としては、スクールカウンセラーに相談したとよく聞いたことがあったんです。スクールカウンセラーというのは、その子の心の問題は解消してもらえるのですが、不登校はいろんな周りの環境にも大きな要因があると言われる中で、スクールソーシャルワーカーをもっと配置しなければいけないのではないかとされています。その辺の徳島県の状況はどうでしょうか。

安西いじめ問題等対策室長

南委員の御指摘のとおり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが相談に応じておりますが、今、南委員から御指摘いただいた不登校による相談が非常に多い状況になっております。昨年度で申し上げますと、スクールソーシャルワーカーへの相談実績2,693件のうち、不登校の相談が一番多く、814件となっております。スクールソーシャルワーカーに関しましては、生活環境のケアを行うということで、不登校児童生徒への対応といたしまして、担任と一緒に引きこもりがちの子供の家へ家庭訪問を繰り返し行ったり、関係機関につないだり、相談に乗ることで、家庭の抱える問題を少しずつ解消し、結果的に登校できる日が増えたり、適応指導教室に通うことができるようになったりといった効果も現れているところでございます。

スクールソーシャルワーカーの周知が、少しずつ教職員や保護者に進んできており、活用も進んでおりますので、本県では市町村配置を拡充しているところでございます。本年度につきましては、20市町村に16名のスクールソーシャルワーカーを配置しているところでございます。できるだけ早期に、全市町村に配置したいと考えておまして、来年度、何とか全市町村に配置できるよう、今努めているところでございます。

南委員

思ったより力を入れていただいて、来年度には24市町村全部に配置されるということですが、やっぱりまだまだ足りないと思います。

スクールソーシャルワーカーの配置は、大阪府枚方市が非常に進んでいるということで、中学校ごとに1人くらい、教育委員会にもいるという体制ができるらしいんです。徳島県は郡部でも市内でも、中学校が小規模化している所が多いため、中学校に1人とは言いませんが、必要な役職であり、今の時代の中で求められている。そういう方が活躍してくれれば、教員の働き方改革になり、心の負担がなくなってきた、より本来の教員らしい仕事に打ち込んでいけるというふうに思っています。

来年度24名の配置を目指すということですが、将来的に、県が全てを補助していくというのは厳しいでしょうが、市町村に対して独自で増やすよう働き掛けをする考えはありますか。

安西いじめ問題等対策室長

南委員の御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーの活用が全国的に進んでおり、文部科学省は目標として全中学校区にということも打ち出しているところではございますが、いずれの都道府県においても、そういったところまではまだまだ非常に遠いという状況になっております。

また、文部科学省の補助と、本県であれば大半は県のほうで負担して配置しているわけですが、都道府県によっては市町村への負担も求めている所もございます。間接補助という形で国が一部、県が一部、市町村が一部を負担するといった形で、配置をしている所もございます。県として、どこまで県、国の費用で配置できるかというところはまだ明らかではございませんが、できるだけのことをして、場合によっては市町村にも間接補助という形で、将来的には一部負担していただくということもあり得るかもしれません。

南委員

中高年になっても引きこもっている人を調べていくと、中学生ぐらいから不登校で引きこもってそのままという方が非常に多い。不登校のうちに断ち切っておかないと引きこもりの数は将来的にますます増えていくだろうというところがあります。これは社会的な大損失の元になりますので、そういうところを教育委員会がスクールソーシャルワーカーの拡張を図って、解消を少しでも進めていっていただきたいということをお願いして終わります。

大塚副委員長

新型コロナウイルス感染症に関して、県の関係者は本当に大変だと思いますが、一生懸命、頑張ってくださいと思います。

学校医も上手に使ってほしいと思います。養護教諭に校医と連携していただきたい。

また、案外きちんとできていないのはマスクの正しい使い方です。それから手の洗い方ということが非常に大事なんです。それについてどういうふうな課題で捉えていますか。

田村体育学校安全課防災・健康教育幹

大塚副委員長より御指摘を頂いたところは全くそのとおりでございます。

マスクの件につきましても、子供たちにきちんと着けさせる指導、それから今回は非常に手洗いの大切さが言われておりますので、小学校であれば小さい子供たちもおりますので、担任がしっかりと一緒になって手を洗うなど、今後、学校で取り組んでいただくためにも養護教諭が当然、要になります。

マスクにつきましても、いつまでも学校にあるというわけではございません。当然、底を突くことになってまいるとは思いますが、そのような折にも、しっかりと手洗いができていることによって、学校内での感染を防げるという指導が今後できるよう、学校医の先生方からの御知見も頂きながら進めてまいろうと思っております。

大塚副委員長

学校医や養護教諭が連携をとって、これは非常に大きなピンチですので、それをきちんと乗り越えること、今後新型コロナウイルス感染症だけではなく新型インフルエンザやいろいろな感染症がくるとは思いますので、そのときに、感染を拡大しない基本的なことを学校教育によって覚えていくということは非常に大事になってきます。ピンチをチャンスに生かせるように、是非、教育委員会のほうで御指導を願いたいと思っております。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第18号、議案第52号、議案第53号、議案第54号、
議案第61号、議案第70号、議案第86号

井川委員長

本年度最終の委員会でございますので、一言、御挨拶を申し上げます。

理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただきましたことに、委員を代表して深く感謝の意を表する次第でございます。

審査の過程において表明されました委員の意見及び要望等については、それぞれ十分尊重していただき、今後の教育行政の推進に反映されますよう強くお願い申し上げます。

終わりに当たりまして、特に、今、本当に厳しい状況でありますので、皆様方にはますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため県教育行政発展のために御活躍をされますよう祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

美馬教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま井川委員長から御丁寧なる御挨拶を賜りまして、大変恐縮いたしております。

井川委員長、大塚副委員長をはじめ各委員の皆様方におかれましては、この1年間の御審議を通じまして数多くの貴重な御意見や御指導を賜りましたことに、心から感謝をいたし、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

昨今の急激に進行する人口減少やSociety5.0の到来、グローバル化の進展など、国内外の社会環境が劇的に変化する中、これまでの常識が通用しない新たな時代がやってまいります。この8月に改定した徳島教育大綱の基本方針であります、未知の世界に果敢に挑戦する夢と志あふれる「人財」の育成、正にこのような人財を育成するために今後しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

あわせて、ふるさと徳島への誇りと郷土愛を育む教育の推進やSociety5.0をリードする資質や能力の育成をはじめ、様々な教育課題への迅速かつ的確な対応が求められております。本日の委員会でも御論議いただきました新型コロナウイルス感染症への対応については、まだまだ今後いろんなあい路又は不明な点が出てくると思います。そういったもの一つ一つに丁寧に、迅速に対応していくことが非常に大切であると考えております。

皆様方より頂きました御意見や御指導を十分肝に銘じまして、教職員が一丸となり、しっかりと取り組んでまいる所存でございますので、今後とも引き続き御指導、ごべんたつをよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、委員長、副委員長をはじめ委員の皆様方の御健勝と今後ますますの御活躍を御祈念申し上げます、簡単ではございますがお礼の御挨拶とさせていただきます。

1年間本当にお世話になりました。

ありがとうございました。

井川委員長

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時25分）